

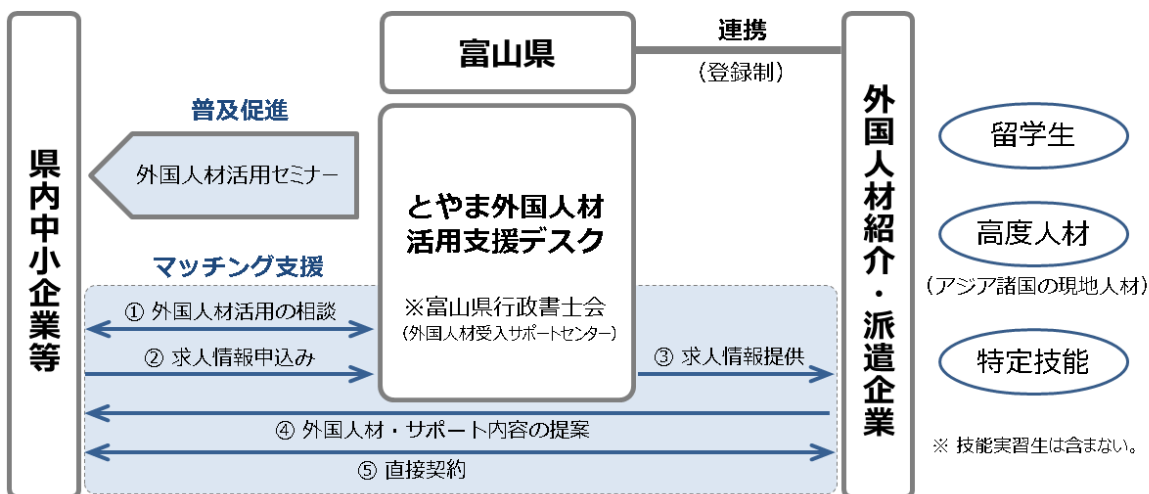
とやま外国人材活用支援連携契約締結企業募集要領

1 目的

富山県内においても、労働者不足等を背景に、外国人労働者の受入事業所数は2,207か所（令和4年10月末現在）と過去最高を更新している。さらに今後、県内企業において、生産性向上やイノベーション、グローバル化等の課題に対応していくためには、高度な知識・技能を有する外国人材の活用が重要な選択肢となる。一方、多くの県内中小企業において、高度外国人材は未だ身近とはいえない状況にあり、その活用可能性や受入れ方法等が分からないとする県内企業に対して、導入を支援する必要がある。

富山県においては、とやま外国人材活用支援デスク（富山県行政書士会外国人材受入サポートセンターに事業委託予定。以下「支援デスク」という。）を設置し、県内企業の高度外国人材等（技能実習生は含まない。）の導入を支援していくこととしており、具体的には、県内企業に対して、外国人材活用セミナーの開催、外国人材活用の相談への対応、高度外国人材等の紹介及び派遣を業としている企業と連携した高度外国人材等のマッチング支援等を行うものである。（下図参照）

当該マッチング支援における高度外国人材等の紹介及び派遣を業としている企業との連携は、富山県と契約を締結した企業（以下「契約締結企業」という。）との間で実施することとし、今般、その企業募集を行うものである。



※富山県行政書士会外国人材受入サポートセンターでは、外国人材受入れのための申請手続き等を支援している。

※この要領において、高度外国人材等とは、在留資格「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能1号及び2号」、「留学」、「特定活動」（EPA看護師候補者又はEPA介護福祉士候補者等）、その他、大学卒業以上の学歴や一定水準以上の専門的知識・能力を有する外国人材をいう。（技能実習生は含まない。）

2 業務の内容

本事業において、契約締結企業は下記の業務を行うものとする。

- (1) 県内企業から支援デスクに高度外国人材等の求人情報が申し込まれた場合、支援デスクから契約締結企業に一斉送信により求人情報が提供されるので、自社のサービスの

範囲内で直接、申込企業に対応すること。

- (2) 上記(1)の業務の実施状況について、県及び支援デスクの定めるところにより、月毎にとりまとめ報告すること。

3 応募

(1) 応募書類

- ① とやま外国人材活用支援連携契約締結企業応募申請書【様式1号】
- ② 有料職業紹介事業許可証の写し
※労働者派遣事業を行っている場合は、労働者派遣事業許可証の写し
- ③ 法人登記簿謄本（発行後6か月以内のもの）
- ④ 人材紹介手数料の徴収方法及び返還規定が分かるもの（手数料表、契約書の様式など）

なお、その他県が必要と認める場合、別途書類を徴収することがある。

(2) 提出方法

- 電子メールにより提出すること。
(送付後、必ず電話で着信を確認すること。)

(3) 応募期間

令和5年7月12日（水）～7月28日（金）17時必着

(4) 提出先及びお問い合わせ先

富山県労働政策課雇用推進班
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL：076-444-8897 Email：arodoseisaku@pref.toyama.lg.jp

(5) 応募資格

本事業に応募できるものは、次に掲げる全ての項目を満たしている企業とする。

- ① 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項に規定する有料職業紹介事業の許可、又は、労働者派遣法（昭和60年法律第88号）第5条第1項に規定する労働者派遣事業の許可を受けていること。
- ② 日本国内に活動拠点があり、担当者が常駐していること。
- ③ 申請を行う日の前日から過去1年間、労働関係法令の違反を行っていない事業者であること。
- ④ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的とした団体ではないこと
- ⑤ 富山県の指名停止又は指名保留期間中でない者であること。
- ⑥ 地方自治法（昭和22年政令第16号）施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納していないこと
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び

民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

⑨ 次のいずれにも該当しない者であること

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

4 審査

（1）審査基準

契約締結企業については、次に掲げる審査基準により富山県が申請内容を審査の上、決定する。審査は原則、提出された申請書類等により行うものとするが、審査前にヒアリングを行う場合がある。

- ① 富山県内企業への高度外国人材等の紹介・派遣実績
- ② 人材を紹介・派遣した企業に対する雇用継続状況のフォローアップ体制
- ③ 人材紹介の形態
- ④ 人材紹介・派遣料金の目安
- ⑤ 紹介・派遣可能な高度外国人材等の在留資格、国及び地域
- ⑥ 紹介した人材が早期に退職した場合等の返金規定

（2）審査結果

審査結果は、応募企業に直接通知する。なお、審査結果に対する異議申立てはできないものとする。

5 契約

（1）契約の締結

審査の結果、採用となった企業は、県と契約を締結するものとする。

(2) 契約の締結条件

契約締結する際には、次の条件を承諾するものとする。

- ① 本事業により収集・取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項による。以下「個人情報保護法」という。）について、個人情報保護法のほか、県と契約締結企業がそれぞれ定める個人情報保護に関する条例・規則等に基づき適切に取り扱うものとする。
- ② 本契約は、県が県内企業の外国人材確保を支援するために締結するものであり、県が契約締結企業及びその外注先に対して与信や身分を与えるものではない。
- ③ 本事業の全部について、第三者に再委託することはできない。
- ④ 契約締結企業は、本事業の業務に関して、県に対して一切の費用、対価などを請求してはならない。また、外注先についても同様に、県に対して一切の費用、対価などを請求させてはならない。
- ⑤ 人材紹介及び派遣に係る費用については、県内企業から契約締結企業へ直接支払うものとし、県は関与しないものとする。

(3) 契約期間

契約の締結日から令和6年3月31日までの間とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに県、契約締結企業のいずれかから特段の意思表示がない場合、本契約は期間満了の翌日から起算してさらに1年更新するものとし、その後も同様に扱う。

(4) 契約の終了又は解除

次のいずれかに該当するときは、県は契約を終了又は解除することができる。また、契約の終了又は解除に伴い契約締結企業が被った損失については、県は損害賠償の責任を行わないものとする。

- ① 県又は契約締結企業から書面による終了の申入れがあったとき
- ② 3（5）①に規定する事業許可の取消しがあったとき
- ③ 不正な行為があると県が認めたとき
- ④ 正当な理由なく、2に定める業務を行わないとき
- ⑤ 契約締結企業が倒産するなど、2に定める業務の実施が不可能となり、県が契約解除の判断をしたとき

6 今後のスケジュール（予定）

7月28日（金）午後5時	応募書類提出期限
7月下旬	審査結果通知
8月1日（火）	契約